

鉄鋼産業取引適正化ガイドライン

(鉄鋼産業における下請適正取引等のためのガイドライン)

平成 2 2 年 6 月

経 済 産 業 省

＜目 次＞

I. はじめに	P. 2
II. 下請法の適用範囲	P. 3
1. 資本金による基準	
2. 取引内容による基準	
3. 対象取引に関する留意事項	
III. 親事業者の義務	P. 12
1. 書面の交付義務（第3条）	
2. 支払期日を定める義務（第2条の2）	
3. 書類の作成・保存義務（第5条）	
4. 遅延利息の支払義務（第4条の2）	
IV. 親事業者の禁止事項	P. 16
1. 受領拒否の禁止（第4条1項1号）	
2. 下請代金の支払遅延の禁止（第4条1項2号）	
3. 下請代金の減額の禁止（第4条1項3号）	
4. 返品禁止（第4条1項4号）	
5. 買ったたきの禁止（第4条1項5号）	
6. 購入・利用強制の禁止（第4条1項6号）	
7. 報復措置の禁止（第4条1項7号）	
8. 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条2項1号）	
9. 割引困難な手形の交付の禁止（第4条2項2号）	
10. 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条2項3号）	
11. 不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止（第4条2項4号）	
V. 下請法違反時の勧告・罰則等	P. 25
VI. 望ましい取引事例（ベストプラクティス事例）	P. 27
VII. 下請法等に関わる鉄鋼業界における具体事例集	P. 30

I. はじめに

鉄鋼業界では、鉄鋼製造プロセスにおける外注作業、各種資材品供給、鋼材の委託加工等において、多くの下請取引先の協力を必要としている。

下請取引先の担う業務は、鉄鋼製品の品質・コスト競争力に直結するものも多く、下請取引先の競争力強化は、鉄鋼業界の発展にとっても極めて重要な課題である。

本ガイドラインは、こうした基本認識のもと、政府の「成長力底上げ戦略」の趣旨も踏まえ、**下請取引先との取引適正化の推進と、それによる下請取引先の体質強化を通じた鉄鋼業界の発展を目的として作成**するものである。

本ガイドラインでは、「下請代金支払遅延等防止法」（以下、下請法という）を対象に、その遵守に向け、鉄鋼業界における具体的取り扱いやベストプラクティス等について、各社の実例を可能な限り踏まえて整理した。

なお、本ガイドラインで取り上げる問題事例はあくまでも例示であり、これらの事例が違法であるかどうかは、実際の取引に即した十分な情報をもとにさらに精査する必要がある。

下請法遵守のためには、契約部門のみならず、下請取引に関わるあらゆる部門の関係者が、同法の趣旨・内容を正しく理解することが極めて肝要であり、本ガイドラインがそのための一助になることを期待したい。

上記の通り、本ガイドラインは「下請法」を対象としているが、以下の「下請法制定の趣旨」にあるように、同法は独占禁止法の課題を補完する意味から制定されたものであり、**下請法適用会社以外の下請取引先との取引においても、下請法上の禁止事項は、独占禁止法上の「優越的地位の濫用行為」に該当する可能性があることから、十分留意する必要がある。**

なお、本ガイドラインは、鉄鋼製造事業を直接行っている企業向けに作成したものであるが、当該事業者のグループ会社が担うと想定される事業についても留意点を記載している。

【参考：下請法制定の趣旨】

下請取引における下請代金の支払遅延等の行為は、**独占禁止法における「優越的地位の濫用行為」に該当し、同法第19条の規定に違反するおそれがあるが、同法による規制**は、当該行為が「取引上優越した地位を利用したものか否か」、「不当に不利益なものかどうか」を個別に認定する必要があり、**判断に相当の時間を要する他、親事業者と下請事業者との継続的取引関係を悪化させる要因になりかねない。**

下請法は、下請取引の公正化・下請事業者の利益保護を目的に、こうした**独占禁止法の課題を補完する意味から、昭和31年に独占禁止法の特別法として制定。**

(独占禁止法の違反事件処理手続きとは別の簡易な手続きを設定)

II. 下請法の適用範囲

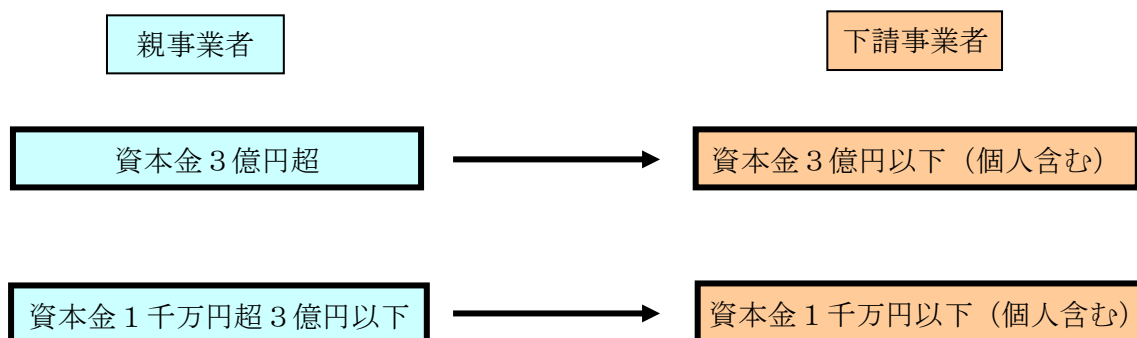
下請法適用対象となる取引は、1. 取引当事者の資本金（又は出資金の総額）による基準、及び2. 取引内容による基準のいずれも満たす取引である。

下請法適用対象取引を適正に特定することが下請法遵守の原点であり、適正な管理・フォローが極めて重要となる。

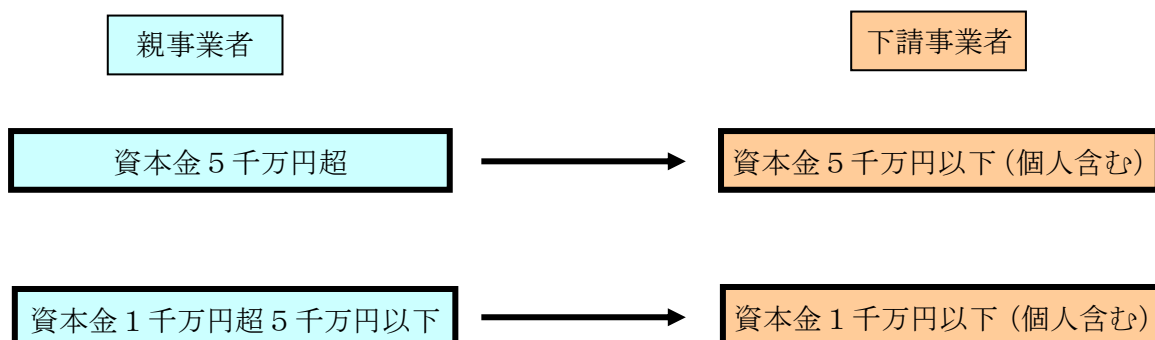
1. 資本金による基準

親事業者（発注者）、下請事業者（受注者）のそれぞれにつき、資本金の基準が定められており、該当する親事業者を「優越的地位にあるもの」として取り扱う。具体的には、以下に該当するか否かにより判断することになる。

①物品の製造委託・修理委託、プログラムの作成委託及び、運送、物品の倉庫における保管、情報処理に係る役務提供委託の場合



②情報成果物作成委託（プログラム作成を除く）・役務提供委託（運送、物品の倉庫における保管、情報処理を除く）の場合



2. 取引内容による基準

製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託の4つの取引が対象となる。

(1) 製造委託

製造委託とは、事業者が他の事業者に、

- ①業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品（その半製品、部品、付属品、原材料及びこれらの製造に用いる金型を含む。）
- ②業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料
- ③事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合に、その物品（その半製品、部品、付属品、原材料及びこれらの製造に用いる金型を含む。）の製造を委託することをいう。

具体的には、規格・品質・性能・形状・デザイン・ブランド等を指定して製造を依頼することである。

市販品で一般に販売されている物品を購入する場合には、製造委託にはならないが、その一部でも自家用に変えさせる場合は製造委託となる。また、カタログ品でも汎用性が低く、下請事業者が親事業者の委託を受けてから製造することが前提となっているような場合は、製造委託となる。

<用語解説>

- ・ **製造**：原材料たる物品に一定の工作を加えて新たな物品を作り出すこと。
- ・ **加工**：原材料たる物品に一定の工作を加えることによって、一定の価値を付加すること。
- ・ **物品**：動産をいい、建屋等の不動産は含まれない。
※民法上不動産とは、土地及びその定着物をいう。
※製鉄設備（高炉、転炉、圧延設備等）は土地の定着物として不動産であり、物品に該当しないが、製鉄設備に組み込まれた個々に着脱可能な機械装置（高炉の羽口、冷却盤等）は物品に該当する。
- ・ **部品**：目的物たる物品にそのままの状態に取り付けられ、物品の一部を構成することとなる製造物。
- ・ **付属品**：目的物たる物品にそのまま取り付けられたり目的物たる物品に付属されることによってその効用を増加させる製造物（銘板、ラベル、品質保証書、保護カバー、梱包資材等）。
- ・ **業として**：事業者が、ある行為を反復継続的に行っており、社会通念上、事業の遂行とみることができる場合を指す。
- ・ **自家製造**：あくまで事業者本体が製造する場合であって、100%子会社が製造する場合、自家製造には該当しない。また、自家製造か否かは、事業所単位（製鉄所単位）ではなく、事業者全体（全社）で判断する。

製造委託には次の4つの類型がある。

①**類型Ⅰ：物品の販売**を業として行っている事業者が、その物品の製造を他の事業者
に委託する場合

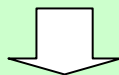
製品、中間製品、特注材料等の製造・加工外注、製造工程中の検査・運搬等の作業外注などがこれに該当する。また、販売する**物品の部品**等の製造に必要な金型の外注、販売する**物品の付属品**（取扱説明書・保証書、容器、包装材料、ラベル等）の製造を委託する場合もこれに該当する。

【鉄鋼業界における対象取引例】

- ・原料の製造・加工委託：焼結鉱、ペレット、型銑、粒銑、スクラップ破碎切断作業等がある。
- ・外注作業：梱包作業、精整作業、構内輸送等がある。なお、**製品、半製品、原材料の製造・加工に直接的に関係しない作業**、例えば構内清掃作業、産業廃棄物処理作業等の付帯作業は**製造委託に該当しない**。（※派遣契約により、派遣者を事業主の指揮命令下で作業遂行する場合は対象外となる。）
- ・鋼材の委託加工：スリット、熱処理等がある。
- ・梱包資材：木箱、金物、ラベル、フープ、梱包紙等の資材購買も該当（市販品の購入は除く）するが、作業外注業者がこれらの資材を直接調達する場合は対象外となる（この場合には当該作業外注業者が親事業者になる可能性がある）。
- ・鋼材の付属品：鋼管継手・カップリング・プロテクター等の資材購買
(市販品の購入は除く)
- ・化成品の製造・加工委託：硫安破碎、硫安ポリ袋詰等
- ・スラグ製品の製造・加工委託：粗骨材の製造、スラグの除冷・急冷・破碎等
- ・販売用鋼材の購入（販売物品の製造委託に該当）（市販品の購入は除く）

<鉄鋼業界における具体事例>

- ・**試験片の検査・分析**については、オフライン作業であり、製造工程の一部ではないとの認識から、下請法対象取引から除外した。



対応：オフライン作業といえども同作業は製造プロセスの一部であり、製造委託に該当するため、下請法対象取引扱いに切り替えた。

- ②**類型Ⅱ：物品の製造**を業として請け負っている事業者が、その物品の製造を他の事業者に委託する場合

【鉄鋼業界における対象取引例】

受託加工を請け負った場合が該当する。受託加工（例えば圧延受託等）に必要な外注作業、部品、付属品等の製造委託で、一般的には、親事業者の製造ラインをそのまま活用する機会が多いことから、類型Ⅰの作業内容と実質的には同じとなることが多い。

- ③**類型Ⅲ：物品の修理**を業として行っている事業者が、その物品の修理に必要な部品又は原材料の製造を他の事業者に委託する場合

例えば、自社で修理している機械の修理に必要な特殊部品の製造又は加工を他の事業者に委託する場合が該当する。

【鉄鋼業界における対象取引例】

整備部門が自家修理の対象としている設備の修理に必要な部品又は原材料の購入（市販品の購入は除く）がこれに当たり、具体的には、耐火物、作業材料、消耗材料、消耗工器具（例：ベアリング、ベルト、ロープ、パッキン、セメント、鋸刃、ダイス、電気器具、小型機械、刃先）が挙げられる。

- ④**類型Ⅳ：自ら使用又は消費する物品の製造**を業として行っている事業者が、その物品の製造を他の事業者に委託する場合

例えば、自社の工場で使用する工具又は設備・機械類を自家製造している場合、そのもの又は一部の製造を他の事業者に委託する場合である。

【鉄鋼業界における対象取引例】

エンジニアリング部門が自家製造の対象としている物品（鋳型・圧延用ロール・機械部品等）の外部からの調達や自家製造している副原料（生石灰、消石灰等）などの調達が該当する（市販品の購入は除く）。

(2) 修理委託

修理委託とは、物品の修理を業として請け負う事業者が、その修理の行為の全部又は一部を他の事業者へ委託すること及び事業者がその使用する物品を自家修理している場合に、その修理の行為の一部を他の事業者へ依頼することである。

修理委託には次の2つの類型がある。

- ① **類型Ⅰ**：物品の修理を業として請け負っている事業者が、その修理行為の全部又は一部を他の事業者へ委託する場合

【鉄鋼業界における対象取引例】

鉄鋼業界の場合、修理を事業として請け負っている事業者は僅少であるため、対象となるケースは少ないと考えられる。

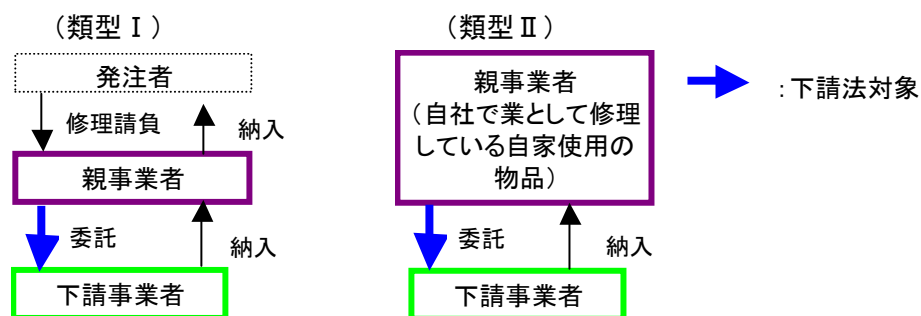
なお、グループ会社で修理作業を事業としている場合は、当該会社と下請事業者との取引は、下請法対象取引となる可能性があり、留意が必要である。

- ② **類型Ⅱ**：自ら使用する物品の修理を業として行っている事業者が、その物品の修理行為の一部を他の事業者へ委託する場合

例えば、自社の工場で使用している機械類や、設備機械に付属する配線・配管等の修理を社内でも行っている場合で、その修理の一部を他の事業者へ委託する場合が該当する。

【鉄鋼業界における対象取引例】

整備部門が自家修理の対象としている設備の修理委託（整備外注）やエンジニアリング部門が自家修理の対象としている物品（鋳型・圧延用ロール・機械部品等）の修理委託が該当する。



(3) 情報成果物作成委託

情報成果物作成委託とは、事業者が業として行う提供若しくは業として請け負う作成の目的たる情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者へ委託すること及び事業者がその使用する情報成果物の作成を業として行う場合にその情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者へ委託することである。

<用語解説>

情報成果物とは、以下をいう。

- (a) プログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたもの）
→TVゲームソフト、顧客管理システム 等
- (b) 映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成されるもの
→TV番組、映画、アニメーション 等
- (c) 文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの
→設計図、商品・容器のデザイン 等

情報成果物作成委託には次の3つの類型がある。

- ①**類型Ⅰ**：情報成果物を業として提供している事業者が、その情報成果物を作成する行為の全部又は一部を他の事業者へ委託する場合

【鉄鋼業界における対象取引例】

エンジニアリング部門が工作機械等を受注し、その販売物である工作機械等に内蔵するプログラムの開発をソフトウェア会社に委託する場合が該当する。

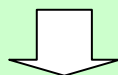
- ②**類型Ⅱ**：情報成果物の作成を業として請け負っている事業者が、その情報成果物を作成する行為の全部又は一部を他の事業者へ委託する場合

【鉄鋼業界における対象取引例】

技術部門等で受託調査・研究を請け負っている場合には、その調査等の全部又は一部を他の事業者へ委託する場合が該当する。

<鉄鋼業界における具体事例>

- ・スチールハウス構造設計業務を顧客から受託し、当該業務を下請事業者へ委託したが、当該取引を下請法対象取引から除外した。



対応：情報成果物作成委託に該当するため、下請法対象取引扱いに切り替えた。

- ③類型Ⅲ：自ら使用する情報成果物の作成を業として行っている場合に、その作成の行為の全部又は一部を他の事業者へ委託する場合

【鉄鋼業界における対象取引例】

設備部門等で通常自ら設計図面を作成・使用している場合におけるその設計図面の作成について、他の事業者へ委託する場合、システム部門でソフトウェアを作成し自社で使用している場合におけるそのソフトウェアの製作について他の事業者へ委託する場合、これらが該当する。

(4) 役務提供委託

役務提供委託とは、事業者が業として行う提供の目的たる役務の提供の行為の全部又は一部を他の事業者へ委託することである。

但し、建設業（建設業法第2条第2項に規定する建設業）を営む者が、業として請け負った建設工事の全部又は一部を他の建設業を営む者に請け負わせる場合は下請法の対象とはならない。これは、**建設工事の下請負については、建設業法において下請法と類似の規定が置かれており、下請事業者の保護が別途図られているため**である。

「提供の目的たる役務」とは、委託事業者が他者に提供する役務のことであり、委託事業者が自ら利用する役務は含まれない。自ら利用する役務について他の事業者へ委託することは、下請法上の「役務提供委託」には該当しない。

【鉄鋼業界における対象取引例】

製品である鋼材を販売先に運送する作業を運送業者に委託する場合は、自ら利用する役務の委託に該当し、役務提供には該当しない。（但し、**製造工程中の構内輸送の場合は、上記製造委託に該当する。**P11「(5) 輸送作業」参照）

3. 対象取引に関する留意事項

(1) 建設工事

建設工事に係る下請取引には下請法は適用されないが、例えば、建設業者が業として販売する建設資材の製造を他の事業者へ委託することは製造委託に該当し、また、業として提供する建築物の設計や内装設計を他の事業者へ委託することは情報成果物作成委託に該当する。

【鉄鋼業界における留意点】

鉄鋼業界においては、設備投資に伴い建設工事を他社に委託する例は多いが、建設業法に規定される建設業を営む者が業として請け負う建設工事を他の建設業を営む者に委託することは下請法の対象外である。ただし、グループ会社において当該業法適用対象となる場合は、慎重に対応すること。

(2) 商社を介在した取引

①商社が下請法上の親事業者又は下請事業者に該当しない場合

商社が下請法の資本金区分を満たす発注者と外注取引先の間に入って取引を行うが、製造委託等の内容（製品仕様、下請事業者の選定、下請代金の額の決定等）に全く関与せず、事務手続の代行（注文書の取次、下請代金の請求、支払等）を行っているにすぎないような場合、その商社は下請法上の親事業者又は下請事業者とはならず、発注者が親事業者、外注取引先が下請事業者となる。

②商社が下請法上の親事業者又は下請事業者に該当する場合

商社が製造委託等の内容に関与している場合には、発注者が商社に対して製造委託等をしていることとなり、発注者と商社の間で本法の資本区分を満たす場合には、商社が下請事業者となる。

また商社と、外注取引先の間で下請法の資本区分を満たす場合には、当該取引において、商社が親事業者となり、外注取引先が下請事業者となる。

【鉄鋼業界における留意点】

鉄鋼業界においては、特に資材品取引において商社を介して契約を締結するケースが多く見受けられる。

この場合の適用基準は上記の通りであるが、①のケースにおいては、発注者が親事業者に該当し、親事業者は、**商社と外注取引先との間の取引内容を確認し、下請法上の問題が生じないように商社を指導する必要がある。**

また、②の場合、発注者が親事業者、商社が下請事業者になることに加え、**商社と外注取引先との取引についても、資本金区分を満たす場合は、商社が親事業者、外注取引先が下請事業者となる。**

(3) トンネル会社の規制（第2条9項）

事業者が直接下請事業者に委託をすれば本法の対象となる場合に、資本金が3億円（又は5,000万円）以下の子会社（いわゆるトンネル会社）等に発注し、この子会社が請け負った業務を再委託し、下請法の規制を免れるというような脱法的行為を封ずるため、以下に掲げる2つの要件を共に充足するときは、その子会社が親事業者とみなされ、下請法が適用される。

①親会社から役員任免の執行又は存立について支配を受けている場合

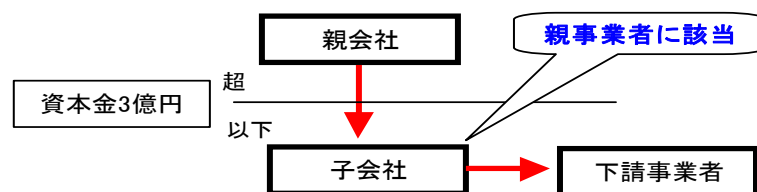
（例：親会社の議決権が過半数の場合、常勤役員が過半数が親会社の関係者である場合、役員任免が実質的に親会社に支配されている場合）

②親会社からの下請取引の全部又は相当部分について再委託する場合

（例：親会社から受けた委託の額又は量の50%以上を再委託している場合）

【鉄鋼業界における留意点】

鉄鋼業界においては、**購買機能の一部を切り出しているケースも散見され、この場合、上記の基準に該当することがあり、留意が必要**である。



(4) 子会社との取引

親子会社間の取引であっても下請法上はその適用が除外されるものではないが、**親会社が子会社の議決権の50%超を所有するなど実質的に同一会社内での取引とみられる場合は、従来から、運用上問題としていない。**

(5) 輸送作業

顧客渡しの条件で販売した鋼材を販売先に運送する作業を運送事業者に委託する場合は、役務提供委託には該当しない。製鉄所構内での棟間輸送等の輸送作業は、製造委託に該当する。

【鉄鋼業界における留意点】

グループ会社の輸送会社が、請け負った輸送作業を他の輸送業者に委託する場合は、役務提供委託に該当するため留意が必要である。

(6) 市販品

いわゆる規格品・標準品を購入することは、原則として製造委託の対象とはならないが、

- ①その一部でも自社向けの加工等を施す場合
- ②カタログ品等でも汎用性が低く、下請事業者が親事業者の委託を受けてから製造することが前提となっているような場合には製造委託に該当する。

【鉄鋼業界における留意点】

鉄鋼業界においては、資材品の多くは原単位向上等を目的に品質改善を進めており、市販品に該当するケースは比較的少なく、また、親事業者からの発注を受けて生産しているケースも多い。

Ⅲ. 親事業者の義務

下請取引の公正化及び下請事業者の利益保護のため、親事業者には4つの義務が課せられている。

1. 書面の交付義務（第3条）

鉄鋼業界においては、違反の類型としては3条書面の不備事例は比較的多く、注文書フォーマットの工夫や実務担当者へのルール遵守の徹底等の活動が必要である。

親事業者は、発注に際して下記の具体的な必要記載事項を全て記載している書面（3条書面）を直ちに下請事業者に交付する義務がある。

→原則として発注と同時に注文書を交付しなければならない。

＜必要記載事項＞

- ①親事業者及び下請事業者の名称（番号、記号などによる記載も可）
- ②製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託をした日
- ③下請事業者の給付の内容
- ④下請事業者の給付を受領する期日（役務提供委託の場合は、役務が提供される期日又は期間）
- ⑤下請事業者の給付を受領する場所
- ⑥下請事業者の給付の内容について検査をする場合は、その検査を完了する期日
- ⑦下請代金の額（算定方法による記載も可）
- ⑧下請代金の支払期日
- ⑨手形を交付する場合は、その手形の金額（支払比率でも可）と手形の満期
- ⑩一括決済方式で支払う場合は、金融機関名、貸付け又は支払可能額、親事業者が下請代金債権相当額又は下請代金債務相当額を金融機関へ支払う期日
- ⑪電子記録債権で支払う場合は、電子記録債権の額及び電子記録債権の満期日
- ⑫原材料等を有償支給する場合は、その品名、数量、対価、引渡しの日、決済期日、決済方法

※発注書面での記載事項の省略

継続的に行われる下請取引で、取引条件について基本的事項（例えば支払方法、検査期間等）が一定している場合には、これらの事項に関してあらかじめ書面により通知することで、個々の発注書面での当該事項の記載を省略できる。（この場合、3条書面に「下請代金の支払方法等については、現行の『支払方法等について』によるものである」ことなどを付記しなければならない。）

※下請代金の金額の記載

3条書面には、下請代金の額として、正式単価を具体的な金額で記載しなければならない。具体的な金額を記載することが困難なやむを得ない事情がある場合であっても、算定方法を記載できる場合には、下請代金の額として算定方法を記載することが認められる。

ただし、算定方法は、下請代金の具体的な金額を自動的に確定するものでなければならず、算定方法を定めた書面と3条書面が別のものである場合においては、これらの書面の関連付けを明らかにしておく必要がある。また、下請代金の具体的な金額を確定した後、速やかに下請事業者へ書面にて交付しておく必要がある。

※緊急突発時の対応

鉄鋼業界においては、設備トラブル等による緊急突発的な発注が必要な場合があるが、当該ケースにおいても速やかに書面を発行する必要がある。

<鉄鋼業界における具体事例>

- ・納入指示票（＝注文書）に親事業者、支払方法、消費税についての記載漏れがあった。



対応：納入指示票のフォーマットを見直し、支払方法・消費税等に関し、期首に発行する包括的な契約文書による旨を納入指示票に追記し、関連性を明確にした（※期首に発行する契約文書には当該事項が記載されている）。

- ・発注書面に、下請代金の支払方法等について記載し、別途下請事業者に交付している書面との間の関連付けの記載をしていなかった。



対応：発注書面に関連付けの記載を実施した。

- ・発注書面に、検査完了期日の記載漏れがあった。



対応：下請代金の支払方法等について記載し別途下請事業者に交付している書面に検査完了日を記載し、各下請事業者に交付した。

- ・注文書が事前に交付されていなかった。



対応：社内で再徹底（普及啓蒙活動）を図った。

- ・注文書記載の「数量」と実績の「数量」に差異があった。



対応：算定方法による発注が可能であるとの認識不足に起因するもので、数量欄を削除し、算定方法を記載した。

- ・有償支給材の数量を記載した書類名称に関し、仕様書に記載している書類名称と仕様書に添付された書類名称が異なり、関連性が不明瞭であった。

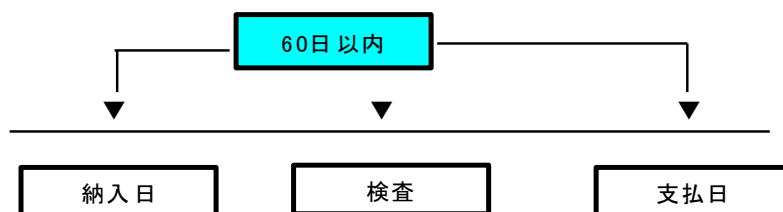


対応：有償支給材の数量を記載した書類名称を統一した。

2. 支払期日を定める義務（第2条の2）

親事業者は、下請事業者との合意の下に、親事業者が下請事業者の給付の内容について**検査をするかどうかを問わず**、下請代金の支払期日を、**物品を受領した日（役務提供委託の場合は、下請事業者が役務の提供をした日）**から起算して**60日以内**でできる限り短い期間内で定める義務がある。

→支払期日を定めなかったときは、物品等を受領した日が支払期日となる。



3. 書類の作成・保存義務（第5条）

親事業者は、下請事業者に対して製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託をした場合は、給付の内容、下請代金の額等について記載した書類（5条書類）を作成し**2年間保存する義務がある。**

<必要記載事項>

- ①下請事業者の名称（番号、記号等による記載も可）
- ②製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託をした日
- ③下請事業者の給付の内容
- ④下請事業者の給付を受領する期日（役務提供委託の場合は、役務が提供される期日・期間）
- ⑤下請事業者から受領した給付の内容及びその給付を受領した日（役務提供委託の場合は、役務が提供された日・期間）
- ⑥下請事業者の給付の内容について検査をした場合は、その検査を完了した日、検査の結果及び検査に合格しなかった給付の取り扱い
- ⑦下請事業者の給付の内容について、変更又はやり直しをさせた場合は、その内容及び理由
- ⑧下請代金の額（算定方法による記載も可）
- ⑨下請代金の支払期日
- ⑩下請代金の額に変更があった場合は、増減額及びその理由
- ⑪支払った下請代金の額、支払った日及び支払手段
- ⑫下請代金の支払につき手形を交付した場合は、手形の金額、手形を交付した日及び手形の満期
- ⑬一括決済方式で支払うこととした場合は、金融機関から貸付け又は支払を受けることができることとした額及び期間の始期並びに親事業者が下請代金債権相当額又は下請代金債務相当額を金融機関へ支払った日
- ⑭電子記録債権で支払うこととした場合は、電子記録債権の額、下請事業者が下請代金の支払を受けることができることとした期間の始期及び電子記録債権の満期日

- ⑮原材料等を有償支給した場合は、その品名、数量、対価、引渡しの日、決済をした日及び決済方法
- ⑯下請代金の一部を支払い又は原材料等の対価を控除した場合は、その後の下請代金の残額
- ⑰遅延利息を支払った場合は、遅延利息の額及び遅延利息を支払った日

※電磁的記録の作成・保存について

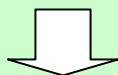
上記内容を記載した電磁的記録を作成し保存することも可能。

※発注書の写しによる5条書類の代替

発注内容、単価、納期等が記載された3条書面の写しを5条書類の一部とすることは可能である。しかし、5条書類は取引の経緯を記載する書類なので、取引開始時に定められた事項のみが記載されている3条書面の写しを保存するだけでは、5条規則の記載事項を全て満たすことはできないため問題となる。

<鉄鋼業界における具体事例>

- ・支払条件通知書(写)の保管につき、発信者の押印がない通知書を写しとして保管していた。



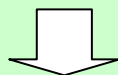
対応：送付した書類と同じものであれば問題ないと誤解していた。下請事業者に実際に交付した書類の写し保管するよう社内徹底を図った。

4. 遅延利息の支払義務(第4条の2)

親事業者は、下請代金をその支払期日までに支払わなかったときは、下請事業者に対し、物品を受領した日(役務提供委託の場合は、下請事業者が役務の提供をした日)から起算して60日を経過した日から実際に支払をする日までの期間について、その日数に応じ当該未払金額に年率14.6%を乗じた額の遅延利息を支払う義務がある。

<鉄鋼業界における具体事例>

- ・契約上、遅延利息を5%に設定し、義務付けられている遅延利息14.6%を支払わなかった。



対応：契約上の遅延利息を無効とし、14.6%の遅延利息を支払った。
また、契約書の遅延利息条項を削除した。

IV. 親事業者の禁止事項

下請取引の公正化及び下請事業者の利益保護のため、親事業者には 11 項目の禁止事項が定められている。

1. 受領拒否の禁止（第 4 条 1 項 1 号）

親事業者が下請事業者に対して委託した給付の目的物について、下請事業者が納入してきた場合、親事業者は下請事業者に責任がないのに受領を拒むと下請法違反となる。

※ 受領：下請事業者が納入したものを検査の有無に関らず受け取るという行為で、下請事業者の納入物品等を親事業者が事実上支配下におけば受領したことになる。親事業者の検査員が下請事業者の工場へ出張して検査を行う場合、検査員が出張して検査を開始した日が受領日となる。

※受領拒否：指定した納期に下請事業者が納入する給付の目的物の受取を拒んだときは受領拒否となる。以下の行為も原則として受領拒否に含まれる。

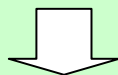
- ①発注の取り消し（契約の解除）をして、給付の目的物を受領しないこと（下請事業者が要した費用を負担せずに行う発注の取り消しは「不当な給付内容の変更」にも該当する）
- ②納期を延期して、給付の目的物を受領しないこと
- ③発注後に、恣意的に検査基準を変更し、従来の検査基準で合格とされていたものを不合格とすること
- ④取引の過程において、注文内容について下請事業者が提案し、確認を求めたところ、親事業者が了承したので、下請事業者がその内容のとおり作成したにも関わらず、注文と異なるとして受領しないこと

※「下請事業者の責に帰すべき理由」がある場合の受領拒否

- ①注文と異なるもの又は給付に瑕疵等があるものが納入された場合
- ②指定した納期までに納入されなかったため、そのものが不要になった場合（但し、無理な納期を指定している場合等は除かれる）

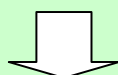
<鉄鋼業界における具体事例>

- ・ 緊急品を複数の事業者が発注し、納品の遅い事業者の納品を断った。



対応：納品の遅い事業者の発注品を受け入れた上、当初納入日から60日以内に代金を支払った。

- ・ 親事業者で高生産が継続し、その前提で発注したが、納入時に生産が急減し、在庫増で親事業者の置き場が不足したため、受け入れ可能分のみ受領し、残分は納入を後ろ倒しさせた。



対応：外部倉庫を借用する等の措置により全量受け入れた。

2. 下請代金の支払遅延の禁止（第4条1項2号）

親事業者は物品等を受領した日（役務提供の場合は、役務が提供された日）から起算して60日以内（受領日を算入）に定めた支払期日までに下請代金を全額支払わないと下請法違反となる。

※下請代金の支払

親事業者は、下請代金を発注に係る物品等の受領後、できる限り速やかに支払うものとする。また、下請代金はできる限り現金で支払うことに努めることとし、少なくとも賃金に相当する金額については、全額を現金で支払うことが望ましい。

（下請振興基準第4）

※**支払遅延**：以下の3つに分類される。

- ①当事者間で支払期日が60日以内に定められている場合は、その支払期日までに支払わないとき
- ②当事者間で支払期日が60日を超えて定められている場合は、受領日から60日までに支払わないとき（この場合、支払期日設定自体に問題がある）
- ③当事者間で支払期日が定められていない場合は、その給付の受領日に支払わないとき

→支払遅延が生じた場合、親事業者は下請事業者に対し、受領後60日を経過した日から支払をする日までの期間について、**年率14.6%（昭和45年公正取引委員会規則第1号）の遅延利息を支払う義務**がある。

※支払制度

例えば毎月末までの給付の下請代金を翌月末に支払う（月末締翌月末払）ことがあるため、下請法の運用に当たり、**「受領後60日以内」の規定は「受領後2カ月（大の月、小の月を問わない）以内」として換算**。その運用は、1カ月締切制度を採っている場合、締切後30日（1カ月）以内に支払わなければならないということ。

※やり直しをさせた場合の支払期日の起算日

下請事業者の責に帰すべき理由からやり直しをさせた場合、やり直し後の物品等を受領した日が支払期日の起算日となる。

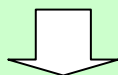
※金融機関の休業日

下請代金を毎月の特定期日に金融機関を利用して支払う場合、金融機関の休業日により**順延期間が2日以内**で、当事者間で支払日を金融機関の翌営業日に順延することについて**あらかじめ合意・書面化されている場合には、受領から60日（2カ月）を超えて下請代金が支払われても問題ない**。

順延後の支払期日が、受領から60日（2カ月）以内の場合は、当事者間であらかじめ合意・書面化されていれば、金融機関の休業日による順延期間が2日を超えても問題ない。

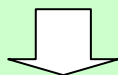
<鉄鋼業界における具体事例>

- 取引先からの納品書提出遅れに伴う検収遅れにより、支払約定日に未払いとなった。



対応：検収完了通知に「納入済み未検収がある場合は速やかに連絡すること」と明記し、支払期日に遅延することがないように社内研修で関係部署に周知した。

- 支払制度を検定月末締め翌月末支払とし、当月末納品・翌月検定分が支払遅延となった。



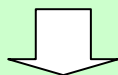
対応：納品月末締め、又は検定期間を考慮した支払いに変更した。
(例：翌月20日支払に変更)

- 一般取引と下請取引が混在する下請事業者で取引区分の入力を誤った。

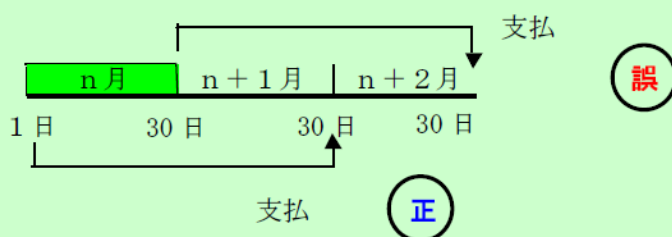


対応：取引が混在する下請事業者の支払区分は原則下請取引とし、一般取引の場合に特に入力するようシステムを変更した。

- 外注作業について1カ月分の作業を月末に検収しており、1カ月分の作業全体をもって納入と考え、作業完了後60日に支払月を設定していた（ n 月分の作業を $n+2$ か月後月末に支払）。下請法上は、支払期日を受領後60日以内に設定する必要があるため、当月1日の外注作業は同日に受領したことになるため、支払期日は、 $n+1$ 月後月末までのいずれかの日に設定する必要がある。



対応：納品月末締め、又は検定期間を考慮し支払いを翌月20日支払に変更した。



3. 下請代金の減額の禁止（第4条1項3号）

親事業者は発注時に決定した下請代金を「下請事業者の責に帰すべき理由」がないにもかかわらず発注後に減額すると下請法違反となる。

※下請事業者の責に帰すべき理由

以下の場合、下請代金を減じることができる。

- ①下請事業者の責に帰すべき理由（瑕疵の存在、納期遅れ等）により、受領拒否、返

品した場合に、その給付に係る下請代金の額を減じるとき

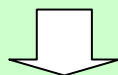
- ②下請事業者の責に帰すべき理由があるとして、受領拒否、返品できるのに、そうしないで、親事業者自ら手直しをした場合に、手直しに要した費用を減じるとき
- ③瑕疵等の存在又は納期遅れによる商品価値の低下が明らかな場合に、客観的に相当と認められる額を減じるとき

※単価引き下げの遡及適用の禁止

下請事業者との間に単価引き下げの合意が成立し単価改定された場合、その合意前に既に発注されているものにまで新単価を遡及適用することは、下請代金の減額の禁止に抵触する。

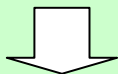
<鉄鋼業界における具体事例>

- ・ 3月に値下げ交渉が決着し、4月検収（3月分）から新単価を適用した結果、下請法に反する下請代金の減額が発生した。



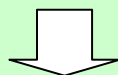
対応：代金減額分を支払った。

- ・ 単価引き下げの合意日前に発注したものについてまで新単価を遡って適用することにより、下請代金の額を減じた。



対応：代金減額分を支払った。

- ・ システムへの検収数量誤入力により、支払代金の減額が発生した。



対応：代金減額分を支払った。再発防止に向け、外注システムに「上下限チェック機能」を導入し、入力データの桁違い等の単純ミスが発生しないよう予防機能を導入した。

4. 返品禁止（第4条1項4号）

親事業者は下請事業者から納入された物品等を受領した後に、その物品等に瑕疵があるなど明らかに下請事業者には責任がある場合において、受領後速やかに不良品を返品するのは問題ないが、それ以外の場合に受領後に返品すると下請法違反となる。

※返品することができる期間

①直ちに発見できる瑕疵の場合

- ・ 通常の検査で直ちに発見できる場合 → 発見後速やかに返品
- ・ 全数検査を行う場合 → 受領後検査に要する標準的な期間内で不合格品を速やかに返品

- ・ロット単位で抜取検査を行う場合 → 合格としたロットの中の不良品を返品することは不可

ただし、ロット単位で抜き取り検査を行う場合であって、以下の条件を全て満たす場合は、返品が認められる。

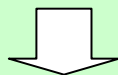
- (a) 継続的取引であること
- (b) 発注前に、あらかじめ直ちに発見できる不良品の返品を認めることが合意・書面化されていること
- (c) 当該書面と3条書面との関連付けがなされていること
- (d) 遅くとも物品を受領後、当該受領にかかる最初の支払時までには返品すること

②直ちに発見できない瑕疵の場合

- ・当該物品等の受領後6カ月以内の返品は問題ないが、6カ月を超えた後の返品は下請法違反となる。

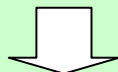
<鉄鋼業界における具体事例>

・物品受領後に、別案件での品質トラブルから親事業者の品質検査基準が厳しくなり、結果、新基準での不合格品が大量に発生し、これを下請事業者に返品した。



対応：返品分を受領するとともに、下請事業者には責任がない場合は、返品禁止であることについて社内に周知徹底を図った。

・明らかに下請事業者の責任による物品の不良であったため返品したが、長期滞留在庫であり納入から1年を超えていた。



対応：返品分を受領するとともに、物品在庫の先入れ先出しを徹底し、返品時には納入期日を確認するよう徹底を図った。

5. 買ったときの禁止（第4条1項5号）

親事業者が発注に際して下請代金の額を決定するときに、発注した内容と同種又は類似の給付の内容（又は役務の提供）に対して通常支払われる対価に比べて著しく低い額を不当に定めることは、「買ったとき」として下請法違反となる。

※通常支払われる対価

- ①同種又は類似の給付の内容（又は役務の提供）について実際に行われている取引価格（市価）
- ②市価の把握が困難な場合は、それと同種又は類似の給付の内容（又は役務の提供）についての従来からの取引価格

※「買ったとき」に該当するか否かの判断・・・下記要素を勘案して総合的になされる

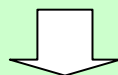
- ①下請代金額の決定に当たり、下請事業者と十分な協議が行われたかどうか等対価の決定方法
- ②差別的であるかどうか等対価の決定内容
- ③「通常支払われる対価」と当該給付に支払われる対価との乖離状況
- ④当該給付に必要な原材料等の価格動向

※「買ったとき」となる判断基準の例（H20.8.29付 経済産業省通知）

- ①「不当に定めているか否かという下請代金の決定方法等」について
 - ア) 下請事業者からの価格改定の申し出に対し、親事業者が一方的に価格決定をしている場合
 - イ) 同じ地域のほかの下請事業者との取引では単価は引き上げているにもかかわらず、当該下請事業者との取引には単価が引き上げられていない場合
- ②「対価が通常に比して著しく低いか否か」について
 - ア) 例えば過去1年間に原油又は原材料価格が数10パーセント上昇し、コストも上昇しているにもかかわらず、親事業者が単価の引き上げに応じない場合
 - イ) 例えば過去1年間に原油又は原材料価格が数10パーセント上昇し、コストも上昇しているにもかかわらず、親事業者が単価を1年以上据え置いている場合

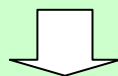
＜鉄鋼業界における具体事例＞

・単価決定の経緯が残されていないため、双方合意に基づいたか不明であった。



対応：取引毎に交渉メモを作成し整理しておくことを徹底した。

・短納期発注に関して、下請事業者に発注する費用増を考慮せずに下請代金の額を決定した。



対応：短納期発注に伴う増分費用を考慮した下請代金へ見直した。

6. 購入・利用強制の禁止（第4条1項6号）

親事業者が、下請事業者に注文した給付の内容を維持するため等の正当な理由がないのに、親事業者の指定する製品（含む自社製品）・原材料等を強制的に下請事業者を購入させたり、サービス等を強制的に下請事業者を利用させて対価を支払わせたりすると購入・利用強制となり、下請法違反となる。

※購入・利用強制に該当するおそれのある行為

- ① 購買・外注担当者等下請取引に影響を及ぼすこととなる者が下請事業者を購入・利用を要請すること
- ② 下請事業者毎に目標額又は目標量を定めて購入・利用を要請すること
- ③ 下請事業者に対して、応じなければ不利益な取り扱いをする旨示唆して購入・利用を要請すること
- ④ 下請事業者が購入・利用する意思がないと表明したにもかかわらず、又はその表明がなくとも明らかに購入・利用する意思がないと認められるにもかかわらず、重ねて購入・利用を要請すること
- ⑤ 下請事業者から購入する旨の申出がないのに、一方的に下請事業者にも物を送付すること

<鉄鋼業界における具体事例>

- ・ 下請事業者が、親事業者からの受託事業以外の事業で使用する鋼材について、親事業者が下請事業者にも自社製材を使用しなければ不利益な取り扱いをする旨を示唆して受託事業を発注した。
- ・ 下請事業者の事業に関わる運送業務に、親事業者の子会社である運送会社を利用しなければ不利益な取り扱いをする旨を示唆して、受託事業を発注した。



対応：購入・利用強制行為を行わないよう、社内関係者への徹底を図った。

7. 報復措置の禁止（第4条1項7号）

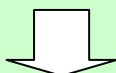
親事業者が、下請事業者が親事業者の下請法違反行為を公正取引委員会又は中小企業庁に知らせたことを理由として、その下請事業者に対して取引数量を減じたり、取引を停止したり、その他不利益な取り扱いをすると下請法違反となる。

8. 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条2項1号）

親事業者が下請事業者の給付に必要な半製品、部品、付属品又は原材料を有償で支給している場合に、下請事業者の責に帰すべき理由がないのにこの有償支給原材料等を用いる給付に対する下請代金の支払期日より早い時期に当該原材料等の対価を下請事業者にも支払わせたり下請代金から控除（相殺）させたりすると下請法違反となる。

<鉄鋼業界における具体事例>

- ・ 材料が有償支給の場合、材料支給代の回収が加工費支払より早かった。



対応：材料支給については、無償支給または回収・支払タイミングを合わせる（又は下請事業者持ちに切り替える）こととした。

9. 割引困難な手形の交付の禁止（第4条2項2号）

親事業者は下請事業者に対し下請代金を手形で支払う場合、一般の金融機関で割引くことが困難な手形を交付すると下請法違反となる。

※下請代金の支払に用いる手形のサイト

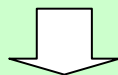
下請代金の支払手段として、金銭に代わり手形を交付する場合、下請法において、親事業者が下請代金の支払のために振り出す手形のサイトを原則として120日以内（繊維工業については90日以内）と定めている。親事業者は、下請代金を手形で支払う場合には、下請取引適正化推進会議手形支払ワーキンググループ中間報告（平成21年3月）においては、「手形のサイトの短縮に向けて、業界が一体となってサイト基準を合意し、業界全体として短縮化を図っていくといった取り組みを行うことが望ましい」との報告に基づき、手形サイトの短期化に努め、当該手形期間を超えないものとする。なお、事業者が共同してサイト基準を決定するなど実際に自主規制を設ける場合は、独占禁止法の禁止行為に抵触するおそれがあるので留意が必要である。

※一般の金融機関

銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫等の預貯金の受け入れと資金の融通を併せて業とする者をいい、貸金業者は含まれない。

<鉄鋼業界における具体事例>

・ 商社経由の代金支払の場合に、商社がサイト120日超の支払手形を発行した。



対応： 介在する商社へ法遵守を再度徹底すると同時に定期的にアンケート調査を実施した。

10. 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条2項3号）

親事業者が、下請事業者に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害すると下請法違反となる。

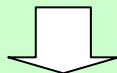
※不当な経済上の利益の提供要請に該当するおそれのある行為

- ① 購買・外注担当者等下請取引に影響を及ぼすこととなる者が下請事業者に金銭・労働力の提供を要請すること
- ② 下請事業者毎に目標額又は目標量を定めて金銭・労働力の提供を要請すること
- ③ 下請事業者に対して、要請に応じなければ不利益な取り扱いをする旨示唆して金銭・労働力の提供を要請すること
- ④ 下請事業者が提供する意思がないと表明したにもかかわらず、又はその表明がな

くとも明らかに提供する意思がないと認められるにもかかわらず、重ねて金銭・労働力の提供を要請すること

<鉄鋼業界における具体事例>

・下請事業者に対して、製鉄所構内の清掃作業等に労働力の無償提供を求めた。



対応：提供を受けた労働力に見合う対価を支払った。

1 1. 不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止（第4条2項4号）

親事業者が下請事業者に責任がないのに、発注の取り消し若しくは発注内容の変更を行い、又は受領後にやり直しをさせることにより、下請事業者の利益を不当に害すると下請法違反となる。

※「給付内容の変更」

「給付内容の変更」とは、給付の受領前に、3条書面に記載されている委託内容を変更し、当初の委託内容とは異なる作業を行わせることで、発注の取り消し（契約解除）もこれに該当する。

※「やり直し」

「やり直し」とは、給付の受領後に、給付に関して追加的な作業を行わせることである。

給付内容の変更・やり直しにより、下請事業者がそれまでに行った作業が無駄になり、あるいは下請事業者にとって当初の委託内容にはない追加的な作業が必要となった場合に、親事業者がその費用を負担しないことは、下請事業者の利益を不当に害することとなる。

必要な費用を親事業者が負担するなどにより、下請事業者の利益を不当に害しないと認められる場合には、不当な給付内容の変更および不当なやり直しの問題とはならない。

<鉄鋼業界における具体事例>

・納品された物品に当初予定のなかった付属部品が必要となったため、下請事業者を出張させ、無償で装着させた。



対応：付属部品装着に要した対価を支払った。

V. 下請法違反時の勧告・罰則等

下請事業者からの申し立てによる調査、公正取引委員会・中小企業庁からの書面調査等により、親事業者の下請法違反が判明した場合には、以下の行政指導である勧告がなされたり、刑事罰が科せられたりすることがある（※同法第6条、7条、9～12条）。

1. 違反の場合の行政指導（勧告等）

公正取引委員会は、違反親事業者に対して勧告等の行政指導を行う。勧告した場合は、原則として事業者名、違反事実の概要、勧告の概要等を公表することとしている。

中小企業庁は、違反親事業者に対して、行政指導を行うとともに、公正取引委員会に対し措置請求を行うことができる。

（勧告の例）

- (1) 受領拒否：受領をするよう勧告
- (2) 支払遅延：対価を支払うよう勧告、および遅延利息（14.6%）を支払うよう勧告
- (3) 下請代金の減額：減じた額の支払いを勧告
- (4) 返品：返品した物を引き取るよう勧告
- (5) 買ったたき：下請代金額を引き上げるよう勧告
- (6) 購入・利用強制：購入させた物を引き取るよう勧告
- (7) 報復措置：不利益な取り扱いをやめるよう勧告
- (8) 早期決済：
- (9) 割引困難な手形：
- (10) 不当な利益の提供要請：
- (11) 不当なやり直し等：

下請事業者の利益を保護するために
必要な措置を採るよう勧告

違反内容・社名を公表

2. 違反の場合の罰則

次の通りの違反をした場合は、両罰規定により、行為者（担当者）個人が罰せられるほか、会社（法人）も罰せられることになる（**50万円以下の罰金**）。

- ① 書面の交付義務違反
- ② 書類の作成及び保存義務違反
- ③ 報告徴収に対する報告拒否、虚偽報告
- ④ 立入検査の拒否、妨害、忌避

※不正競争防止法への対応

不正競争防止法は、技術・ノウハウ等の「営業秘密」を不正に取得する行為や、不正に取得した営業秘密を使用・開示する行為等を「不正競争」と定め、差止・損害賠償請求等の対象としているとともに、一定の悪質な行為については、刑事罰の対象にもしている。

平成21年の不正競争防止法の改正（平成22年7月1日施行）において、営業秘密の管理に係る任務に背いて、複製禁止の資料を無断で複製する行為や、消去すべきものを消去したように仮装する行為等が新たに刑事罰の対象となっている。下請事業者との取引に際しては、秘密保持の対象となるか否かを明確に定めた秘密保持契約を締結する等、下請事業者に損失を与えることがないよう、十分な配慮を行うことが望まれる。

なお、経済産業省においては、事業者等が保有する技術・ノウハウ等の重要な情報が、「営業秘密」として不正競争防止法により保護されるために求められる秘密管理の水準・具体的な秘密管理方法や、平成21年法改正後に新たに処罰対象となる行為、ならない行為等について記載した「営業秘密管理指針（改訂版）」を平成22年4月に公表しており、事業者等においては、同指針等を参考にして、自社が保有する技術・ノウハウ等を適切に管理するとともに、他社の営業秘密を不正に侵害したりすることがないよう、積極的・具体的な措置を講じることが望まれる。

URL : <http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/trade-secret.html>

VI. 望ましい取引事例（ベストプラクティス事例）

下請法遵守のために、各企業においては様々な改善の取組みがみられる。取引の実情に応じ、問題解決のための望ましい取引事例（ベストプラクティス事例）として、鉄鋼業界における事例を紹介する。

1. 対象取引の適正な管理

○同一品目の中でも市販品と市販品ではないものが混在しているケースもあり、確実に下請法を遵守する観点や管理の効率性の観点から、品目全体を下請法対象として取り扱う。

市販品（規格品・標準品）を購入することは、原則として製造委託の対象とはならない。しかし、その一部でも自社向けの加工等を施すものや親事業者からの発注を受けて生産しているものは下請法の対象となるため、これらが市販品と混在している場合には、下請法対象のものまでを下請法の対象外と誤るケースがある。

品目全体を下請法対象として取り扱うことで、確実な下請法の遵守と業務の効率性確保にも寄与することになる。

○下請法対象となる可能性がある品種で、資本金が3億円以下の案件については、システムの的に下請法対象のアラームを発信するよう変更している。

鉄鋼業界では鉄鋼製造プロセスにおける外注作業、資材品供給、鋼材の委託加工等多くの取引先の協力を得ているが、下請法対象取引の漏れを防止するため、システムによる対応は有効である。

2. 下請代金の支払遅延防止

○下請法対象会社への支払については、外注・購買システム上、受領日から60日を超えないようエラーチェックを実施している。

親事業者は物品等を受領した日から起算して60日以内に定めた支払期日までに下請代金を全額支払わなければならない。支払日がこれを超えることのないよう、システムによる改善策を取り入れ、チェックミスによる支払遅延の防止に効果を上げている。

○通常取引より短い支払期日に設定している。

（例）通常取引は検収月末締翌月末払い→下請取引は納品月末締翌月末払い

検収月末締め翌月末支払いの支払制度を採用している場合には、当月末納品翌月検収分が支払遅延となることから、納品月末締めに変更する、又は検収期間にかかわらず、納品日から支払いまでの期日を60日以内に設定することにより支払遅延の確実な防止につなげている。

3. 買ったたき防止

下請法の適用対象となる取引を行う場合において、発注者（親事業者）が一方的に従来の価格での納入を求めることは買ったたきに該当するおそれがある。従って、取引価格については下請事業者と親事業者が十分な協議を行っていく必要がある。

○下請事業者に対する発注価格に関して、品目の特性から原材料仕入れ価格に連動させて決定することが合理的と判断される品目について、原材料価格連動方式を導入している。

コストに占める原材料のウェイトが高く、原材料仕入れ価格に連動させて単価を決定することが合理的と判断される品目に関して、個別交渉した結果、原材料価格連動方式を導入し、原材料高騰時等において適切に取引価格に反映させている。

○非破壊検査等、技術・技能レベルの高い業務を行う場合は、通常の取引単価にプレミアムを上乗せした単価で発注している。

発注者（親事業者）のニーズに応じ、下請事業者が新技術の開発・応用等を行い、技術・技能レベルの高い業務を行う場合には、下請事業者と親事業者が十分な協議した上で、必要な工数、コストの増加、技術的な難易度を親事業者は考慮し、これらの要素を加味して価格を設定している。

4. 関係者への注意喚起

○下請法対象取引は、納品書に「下請法適用案件」と表示し、下請事業者にもわかるよう明示している。

○下請取引に関わる責任者・担当者に対し、下請法に関する研修を定期的実施している。

下請法遵守の徹底には、法令内容の正しい理解と周知が基本である。下請取引に関わるあらゆる部門の関係者に対し、定期的な研修による社内教育を実施することが重要である。また、関係者に下請対象取引であることを明示することで、注意喚起を促し、誤りのない対応につながることになる。

5. その他

○生産計画や会社動向について、定期的の下請事業者と情報交換を行う等双方向でのコミュニケーションを図っている。

生産計画や会社動向に関連する情報の共有化を図ることは重要である。計画の見込み違いによる生産調整の際は、可能な限り早めに情報を開示することで、発注の増減見通しを可及的速やかに、かつ、正確に把握することができれば、下請事業者にとって自社の経営・生産計画に迅速に反映し、生産調整、材料手配等に早めに手を打つことが可能となり、経営基盤の安定化に資するものとなる。

Ⅶ. 下請法等に関わる鉄鋼業界における具体事例集

NO	具体事例集	対応
・製造委託(P.5)		
1	・試験片の検査・分析については、オフライン作業であり、製造工程の一部ではないとの認識から、下請法対象取引から除外した。	・オフライン作業といえども同作業は製造プロセスの一部であり、製造委託に該当するため、下請法対象取引扱いに切り替えた。
・情報成果物作成委託(P.8)		
2	・スチールハウス構造設計業務を顧客から受託し、当該業務を下請事業者に委託したが、当該取引を下請法対象取引から除外した。	・情報成果物作成委託に該当するため、下請法対象取引扱いに切り替えた。
・書面の交付義務(第3条)(P.13)		
3	・納入指示票(=注文書)に親事業者、支払方法、消費税について記載漏れがあった。	・納入指示票のフォーマットを見直し、支払方法・消費税等に関し、期首に発行する包括的な契約文書による旨を納入指示票に追記し、関連性を明確にした(※期首に発行する契約文書には当該事項が記載されている)。
4	・発注書面に、下請代金の支払方法等について記載し、別途下請事業者に交付している書面との間の関連付けの記載をしていなかった。	・発注書面に関連付けの記載を実施した。
5	・発注書面に、検査完了期日の記載漏れがあった。	・下請代金の支払方法等について記載し別途下請事業者に交付している書面に検査完了日を記載し、各下請事業者に交付した。
6	・注文書が事前に交付されていなかった。	・社内での再徹底(啓蒙活動)を図った。
7	・注文書記載の「数量」と実績の「数量」に差異があった。	・算定方法による発注が可能であるとの認識不足に起因するもので、数量欄を削除し、算定方法を記載した。
8	・有償支給材の数量を記載した書類名称に関し、仕様書に記載している書類名称と仕様書に添付された書類名称が異なり、関連性が不明瞭であった。	・有償支給材の数量を記載した書類名称を統一した。
・書類の作成・保存義務(第5条)(P.15)		
9	・支払条件通知書(写)の保管につき、発信者の押印がない通知書を写しとして保管していた。	・送付した書類と同じものであれば問題ないと誤解していた。下請事業者に実際に交付した書類の写しを保管するよう社内徹底を図った。
・遅延利息の支払義務(第4条の2)(P.15)		
10	・契約上、遅延利息を5%に設定し、義務付けられている遅延利息14.6%を支払わなかった。	・契約上の遅延利息を無効とし、14.6%の遅延利息を支払った。 また、契約書の遅延利息条項を削除した。
・受領拒否の禁止(P.16)		
11	・緊急品を複数の事業者が発注し、納品の遅い事業者の納品を断った。	・納品の遅い事業者の発注品を受け入れた上、当初納入日から60日以内に代金支払った。
12	・親事業者で高生産が継続し、その前提で発注したが、納入時に生産が急減し、在庫増で親事業者の置き場が不足したため、受け入れ可能分のみ受領し、残分は納入を後ろ倒しさせた。	・外部倉庫を借用する等の措置により全量受け入れた。

NO	具体事例集	対応
・下請代金の支払遅延の禁止(第4条1項2号)(P.17、18)		
13	・取引先からの納品書提出遅れに伴う検収遅れにより、支払約定日に未払いとなった。	・検収完了通知に「納入済み未検収がある場合は速やかに連絡すること」と明記し、支払期日に遅延することがないように社内研修で関係部署に周知した。
14	・一般取引と下請取引が混在する下請事業者で取引区分の入力を誤った。	・取引が混在する下請事業者の支払区分は原則下請取引とし、一般取引の場合に入力するようシステムを変更した。
15	・支払制度を検定月末締め翌月末支払とし、当月末納品・翌月検定分が支払遅延となった。	・納品月末締め、又は検定期間を考慮した支払いに変更した。(例: 翌月 20 日支払に変更)
16	・外注作業について1カ月分の作業を月末に検収しており、1カ月分の作業全体をもって納入と考え、作業完了後60日に支払月を設定していた(n月分の作業をn+2ヶ月後月末に支払)。下請法上は、支払期日を受領後60日以内に設定する必要がある、当月1日の外注作業は同日に受領したことになるため、支払期日は、n+1月後月末までのいずれかの日に設定する必要がある。	・納品月末締め、又は検定期間を考慮し支払いを翌20日支払に変更した。
・下請代金の減額の禁止(第4条1項3号)(P.19)		
17	・3月に値下げ交渉が決着し、4月検収(3月分)から新単価を適用した結果、下請法に反する下請代金の減額が発生した。	・代金減額分を支払った。
18	・単価引き下げの合意日前に発注したものについてまで新単価を遡って適用することにより、下請代金の額を減じた。	・代金減額分を支払った。
19	・システムへの検収数量誤入力により、支払代金の減額が発生した。	・代金減額分を支払った。再発防止に向け、外注システムに「上下限チェック機能」を導入し、入力データの桁違い等の単純ミスが発生しないよう予防機能を導入した。
・返品禁止(第4条1項4号)(P.20)		
20	・物品受領後に、別案件での品質トラブルから親事業者の品質検査基準が厳しくなり、結果、新基準での不合格品が大量に発生し、これを下請事業者に戻品した。	・返品分を受領するとともに、下請事業者には責任がない場合は、返品禁止であることについて社内に周知徹底を図った。
21	・明らかに下請事業者の責任による物品の不良があったため返品したが、長期滞留在庫であり納入から1年を超えていた。	・返品分を受領するとともに、物品在庫の先入れ先出しを徹底し、返品時には納入期日を確認するよう徹底を図った。
・買ったたきの禁止(第4条1項5号)(P.21)		
22	・単価決定の経緯が残されていないため、双方合意に基づいたか不明であった。	・取引毎に交渉メモを作成し、整理しておくことを徹底した。
23	・短納期発注に関して、下請事業者が発注する費用増を考慮せずに下請代金の額を決定した。	・短納期発注に伴う増分費用を考慮した下請代金へ見直した。
・購入・利用強制の禁止(第4条1項6号)(P.22)		
24	・下請事業者が、親事業者からの受託事業以外の事業で使用する鋼材について、親事業者が下請業者に自社製材を使用しなければ不利益な取り扱いをする旨を示唆して受託事業を発注した。	・購入・利用強制行為を行わないよう、社内関係者への徹底を図った。
25	・下請事業者の事業に関わる運送業務に、親事業者の子会社である運送会社を利用しなければ不利益な取り扱いをする旨を示唆して受託事業を発注した。	・購入・利用強制行為を行わないよう、社内関係者への徹底を図った。

NO	具体事例集	対応
・有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止(第4条2項1号)(P.22)		
26	・材料が有償支給の場合、材料支給代の回収が加工費支払より早かった。	・材料支給については、無償支給または回収・支払タイミングを合わせる(又は下請事業者持ちに切り替える)こととした。
・割引困難な手形の交付の禁止(第4条2項2号)(P.23)		
27	・商社経由の代金支払の場合に、商社がサイト120日超の支払手形を発行した。	・介在する商社へ法遵守を再度徹底すると同時に定期的にアンケート調査を実施した。
・不当な経済上の利益の提供要請の禁止(第4条2項3号)(P.24)		
28	・下請事業者に対して、製鉄所構内の清掃作業等に労働力の無償提供を求めた。	・提供を受けた労働力に見合う対価を支払った。
・不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止(第4条2項4号)(P.24)		
29	・納品された物品に当初予定のなかった付属部品が必要となったため、下請事業者を出張させ、無償で装着させた。	・付属部品装着に要した対価を支払った。
・退職者を介した技術・ノウハウ等の不当な取り上げ(不正競争防止法第21条第1項)(P.26)		
30	・下請事業者を定年退職した技術職のOBを再雇用し、退職時に下請事業者に戻していなかった技術資料・データ等を提出させた。	・従業者の退職時には、守秘義務の範囲や期限等を明確化した秘密保持誓約書を提出してもらうとともに、在職中に入手・作成した資料やサンプル、電子データ等を退職時に返還ないし消去するよう義務づけた上で、確実に返還・消去した旨の誓約書にサインをもらうようにした。